

国保に入るとき・やめるとき

保険年金課、またはサービスセンターへ届け出が必要です。
本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)と、マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード・通知カード等)と、下表で該当するものを用意して届け出をしてください。

国保に入る時		必要書類
他の市区町村から転入してきた時		他の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめた時		職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者でなくなった時		被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれた時		扶養義務者の保険証
生活保護を受けなくなった時		保護廃止決定通知書
外国籍の人が入る時		在留カード、パスポート

国保をやめる時		必要書類
他の市区町村に転出する時		保険証
職場の健康保険に入った時		国保と職場の健康保険の両方の保険証(職場の保険証が未交付の場合、加入したことを証明するもの)
職場の健康保険の被扶養者になった時		
死亡した時		保険証
生活保護を受け始めた時		保険証、保護開始決定通知書

こんなときも届け出が必要です。

(例)・住所や氏名が変わった時

・保険証をなくした時、汚れて使えなくなった時など

入る届け出が遅れると…

国保の資格が発生した月の分(職場の健康保険をやめた月など)から国民健康保険税を課税するため、さかのぼって納めることになります。

やめる届け出が遅れると…

国保加入が継続しているとみなされるため、職場の健康保険料と国民健康保険税を二重に納めてしまうことがあります。

国保の加入は世帯ごと

国保は世帯ごとに加入し、世帯主がまとめて届け出や保険税の納付などを行います。保険証は、世帯の一人ひとりに対して交付されます。

国保で受けられる給付

いたん全額自己負担したとき(療養費の支給)

下表のような場合は申請し、審査で認められれば自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

申請に必要なもの 主な例	診療報酬の明細書	医師の診断書(同意書)	出入国印が確認できるもの(パスポート等)
急病などでやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき	○		
コルセットなどの治療用装具を購入したとき※靴型装具は写真も添付		○	
自費で柔道整復師、はり・きゅう、マッサージの施術を受けたとき	○	○ (柔道整復は不要)	
国外で診療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)※外国語のものは日本語訳も添付	○		○

※柔道整復は外傷性の打撲・ねんざ・挫傷(肉ばなれ等)・骨折・脱臼(応急処置および医師の同意を得ているもの)に限ります。

申請に必要なもの (共通)	・保険証・領収書・世帯主の印かん・世帯主の預貯金通帳 ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード・通知カード等) ・本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)

出産したとき(出産育児一時金の支給)

被保険者が出産したときに支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度・受取代理制度)。妊娠85日以降であれば死産・流産でも支給されます。支給額は42万円(または40万8000円)です。なお、出産の翌日から2年を過ぎると支給されません。

※上の制度を利用しない場合や、利用しても出産費用が出産育児一時金を下回った場合は、申請により出産育児一時金の全額または差額が世帯主に支給されます。

申請に必要なもの

- ・保険証・世帯主の預貯金通帳
- 【国内出産の場合】領収書または出産費用明細書等、直接支払制度利用確認書
- 【海外出産の場合】出生証明書とその訳文、同意書、パスポート等(海外に渡航した事実が確認できるもの)

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、一定の自己負担で医療を受けることができます。

義務教育就学前まで



2割

義務教育就学後 70歳未満



3割

70歳以上 75歳未満



2割

現役並み所得者は

3割

70歳以上75歳未満の人

70歳になると、自己負担割合や自己負担限度額が変わります。70歳以上75歳未満の人には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「保険証兼高齢受給者証」が交付されます。適用は70歳の誕生日の翌月1日(1日が誕生日の人は誕生日)から75歳の誕生日の前日までです。

※毎年8月に前年中の所得などに応じて、自己負担割合を見直します。

※草加市では、保険証と高齢受給者証を一体化しています。

保険証・高齢受給者証の更新

保険証(70歳以上75歳未満の人は「保険証兼高齢受給者証」)は、毎年8月1日に更新しています。新しい保険証(保険証兼高齢受給者証)は、7月中旬に郵送します。

安心してお医者さんにかかる制度や 健康づくりを応援する制度があります

亡くなったとき(葬祭費の支給)

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人(喪主)に支給されます。支給額は5万円です。なお、葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

申請に必要なもの

- ・保険証
- ・喪主の預貯金通帳
- ・葬儀の領収書等(亡くなった人と喪主が別世帯の場合のみ)

人間ドック・脳ドックを受診したとき

以下の要件をすべて満たす被保険者に対して、人間ドック・脳ドックのいずれかの検査料を1年度に1回助成します。金額は消費税抜き検査料の7割(100円未満切り捨て、上限2万円)です。なお、受診日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

助成要件

- ・受診日現在で草加市国保に1年以上継続して加入している満35歳以上の人の世帯
- ・申請日現在で保険税を完納している世帯の世帯主

申請に必要なもの

- ・保険証・世帯主の預貯金通帳・領収書(人間(脳)ドックと検査した人の氏名が記載されているもの)
- ・検査結果



交通事故などにあったとき

交通事故など、第三者(加害者)の行為だけがをした場合でも、届け出をすれば国保が使えます(ただし、仕事中や通勤途中を除く)。なお、届け出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。国保を使う場合は、必ず事前に相談してください。